

大通達甲（警）第7号
平成28年4月8日

| | |
|------|--------|
| 簿冊名 | 例規(1年) |
| 保存期間 | 1年 |

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

大分県警察本部長

一定の公職にある者等からの職務に関する働き掛けについての取扱要綱の改正について（通達）

一定の公職にある者等からの職務に関する働き掛けについては、「一定の公職にある者等からの職務に関する働き掛けについての取扱要綱の制定について」（平成20年8月22日付け大通達甲（警）第13号）により実施しているところであるが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正等に伴い、別添のとおり「一定の公職にある者等からの職務に関する働き掛けについての取扱要綱」を改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（警務課企画係）

別添

一定の公職にある者等からの職務に関する働き掛けについての取扱要綱

第1 目的

この要綱は、一定の公職にある者等から、職務の公正な執行を損なうおそれのある不当な働き掛けを受けた場合の取扱いについて必要な事項を定めることにより、大分県警察職員（以下「職員」という。）の職務の公正性と政治的中立性の確保及び透明性の向上を図り、もって県民の警察行政に対する信頼を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 一定の公職にある者等 次に掲げる者（その代理人を含む。）をいう。

ア 国会議員

イ 地方公共団体の議会の議員

ウ 地方公共団体の長、副知事及び副市町村長

エ 前記アからウまでに規定する職にあった者

オ 前記アからウまでに規定する職にある者の秘書

カ 前記アからウまでに規定する職にある者を支援する政治団体の役員等

キ 業界団体等各種団体の役員等

ク 職員であった者

(2) 不当な働き掛け 職員に対し、売買、委託等の契約、職員の任用、各種許可その他の県警察の事務全般に関し、特定の者が有利又は不利となるような取扱いをするなど、職務の公正な執行を損なうおそれのある行為（特定の者に事前に通知することを含む。）をするよう働き掛けることをいう。

第3 説明等

1 職員は、一定の公職にある者等から、不当な働き掛けを受けた場合は、当該不当な働き掛けの撤回を促すものとする。この場合において、当該不当な働き掛けが地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第1項、第4項及び第5項並びに職員の退職管理に関する条例（平成28年大分県条例第5号）第2条の規定により禁止される要求又は依頼であるときは、法第38条の2第7項の規定に基づき警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して人事委員会に届け出るものとする。

2 前記1前段に規定する場合において、不当な働き掛けが撤回されないときは、相手方に対し、当該不当な働き掛けの内容を記録すること及び当該記録は大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）に基づく公開請求の対象となり原則として公開されることについて説明するものとする。

第4 記録及び報告等

1 職員は、前記第3の2の規定による説明をしたときは、記録票（別記様式）を作成し、所属長に提出するものとする。

2 前記1の規定による記録票の提出を受けた所属長は、当該記録票を警務課長に送付するものとする。この場合において、当該所属長が警察本部の所属の長（警務部の所属の長を除く。）であるときは、当該記録票の内容を所管の部長に報告するものとする。

3 警務課長は、前記2の規定による記録票の提出を受けたときは、必要に応じて当該不

当な働き掛けの内容に係る事務を所管する所属の長に、その内容を通知するものとする。

第5 大分県公安委員会への報告

警務課長は、不当な働き掛けの内容及びその対応について大分県公安委員会に報告するものとする。

第6 公表等

- 1 警務課長は、前記第5の規定による報告を行った不当な働き掛けの件数及びその概要について、年間分を取りまとめて大分県警察ホームページ等において公表するものとする。
- 2 記録票について大分県情報公開条例に基づく公開請求があったときは、警務課長が公開の可否の決定等を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

記 録 票

| | | | | | |
|--------------------------|---------|----------------------------|---|---|---|
| | | 作成年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | | 作成所属 | | | |
| 相手方 | 住 所 | | | | |
| | 氏 名 | | | | |
| | 役 職 名 等 | | | | |
| 働き掛けの日時 | | 年 月 日 時 分～ 時 分 | | | |
| 働き掛けの方法 及 び 場 所 | | 方法： 口頭・電話・その他() 場所：() | | | |
| 働き掛けを受けた職員 (所属・階級・氏名) | | | | | |
| 記 録 者 (所属・階級・氏名) | | | | | |
| 働 き 掛 け の 内 容 | | | | | |
| 対 応 状 況 | | | | | |
| 備 考 | | | | | |
| 記録票公開に係る 説 明 情 況 | | | | | |

備考 「記録者」の欄は、働き掛けを受けた職員と記録者が異なる場合に記載すること。